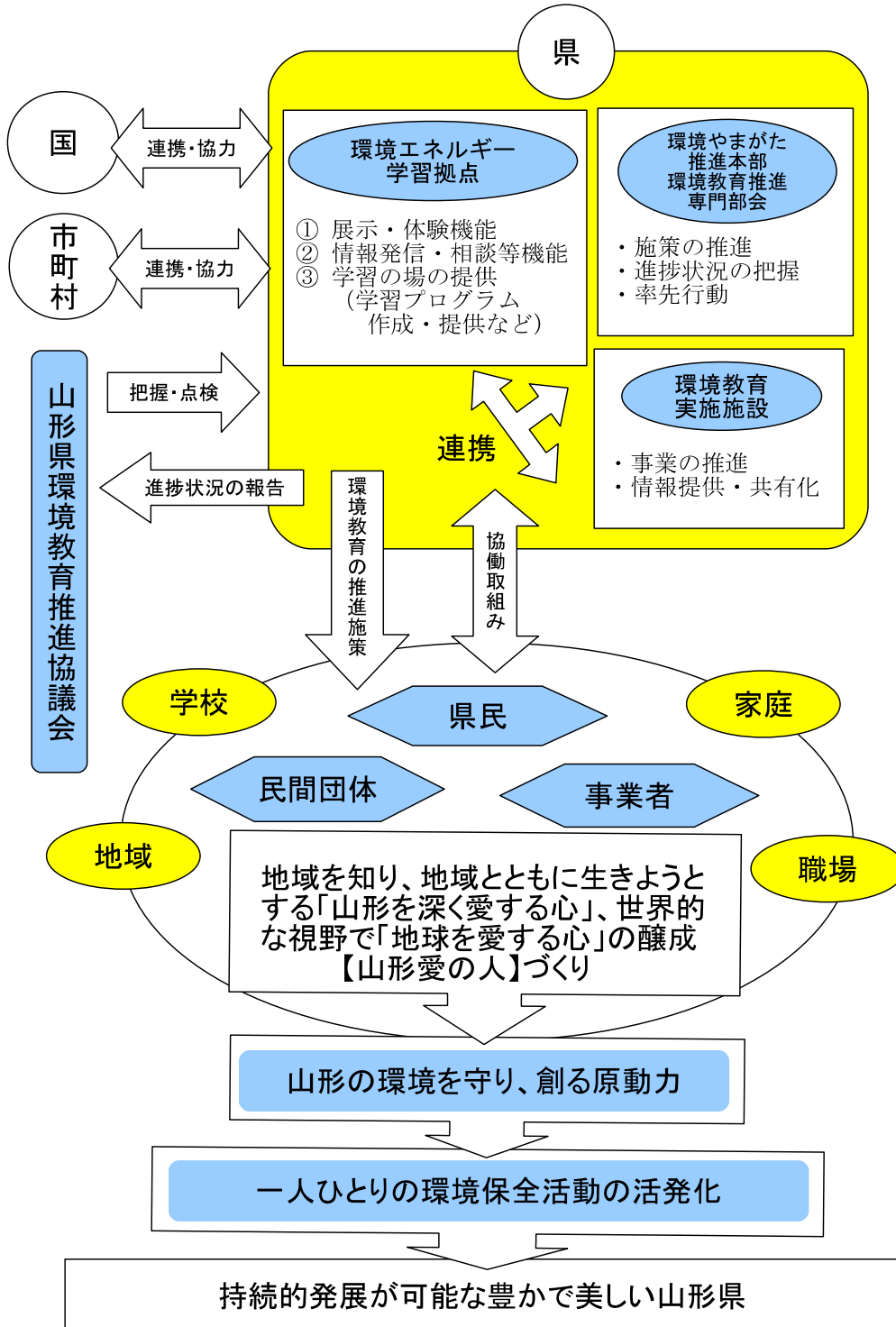


## 第4章 推進体制

### 1 各主体との連携・協働

- 第2章基本的な考え方2「環境を保全・創造・活用する活動及び意欲の増進、環境教育並びに協働取組みを推進するための施策を実施する際の基本的な方針」のもとに県は、以下により、各主体と連携・協働して本計画を推進していきます。  
また、国、県、市町村の関係機関がより緊密に連携し、環境教育の推進に努めます。



### 家庭、学校、職場、地域における各世代別環境教育の提供主体

	幼児	小・中学校	高校	大学	社会人
<b>家庭</b>	○家庭での教育 ・食などを通してものを大切にする「もったいない」の精神を育む ・家族ぐるみでエコなライフスタイルを実践【県民運動への参加】				
<b>学校など</b>	○幼稚園、保育所 ・森のようちえんなど、自然に親しむ機会の充実	○小学校・中学校・高校 ・各教科 ・少年自然の家での林間学校など ・校内での環境保全活動 ・生徒会活動、学校行事などの特別活動	○大学 ・教養科目 ・専門科目 ・ボランティア ・クラブ、サークル ・インターシップ ・NPO活動への参加	○大学院、ビジネスサークル等 ・環境関連コース	
<b>職場</b>	○事業者、行政が所属職員に対して提供 ・従業員研修、職員研修 ・事業活動での環境負荷低減の工夫				
<b>地域</b>	○民間団体、事業者、行政等が地域住民に対して提供 ・県環境学習支援団体など民間団体、事業者による学習機会の提供 ・県内四つの県民の森、県立自然博物館、県立博物館、青少年自然の家など ○公民館や町内会、子ども育成会、放課後こども教室等を通して地域住民に対して提供 ・地域内の公園清掃、路上のごみ拾い、資源回収など環境保全活動の機会の提供 ・地域に受け継がれている生活文化、伝統芸能などを子どもたちに伝承				



## 2 計画の進行管理

- 法第8条第5項に基づき、毎年1回、本計画に基づく施策の実施の状況を公表します。
- 本計画に基づく施策の実施状況について、必要に応じて、山形県環境教育推進協議会から意見、提言を受け、計画（Plan）、実施・運用（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Action）によるPDCAサイクルにより継続的な改善を図っていきます。
- 本計画は、上位計画である第3次山形県環境計画の見直しに合わせて、計画全体の見直しを行います。  
 また、法律や国の施策、環境に関する課題や社会経済状況の変化等に対応し、必要に応じた見直しを行います。